

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。  
令和6年2月6日

秋田県監査委員 今川雄策  
秋田県監査委員 三浦英一  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 半田直樹  
財 265  
令和5年11月6日

秋田県監査委員 今川雄策  
秋田県監査委員 三浦英一 様  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 半田直樹

秋田県知事 佐竹敬久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年10月5日付け監委一768で報告のあった指摘事項に対する措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	令和5年8月18日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>未収金については、その縮減に向けて努力しているところであり、令和5年9月末現在の県税及び県税に付随する税外収入に係る滞納繰越分の未収金は、前年同期に比べ、86,451,269円減の667,967,441円となっております。</p> <p>今後コンビニ納税、口座振替納税、スマートフォン納税、クレジットカード納税及び地方税共通納税システムの利用を積極的に広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止してまいります。</p> <p>滞納となった事案については、滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の処分の執行により県税の累積滞納額の縮小に努めていくほか、現在未納額の8割強を占める個人県民税については、市町村と連携しながら、未納額の圧縮に努めてまいります。</p> <p>また、徴収技術の向上及び人材の育成を図るため、県及び市町村の税務職員を対象とした研修の充実にも取り組んでまいります。</p>			
監査課所名	地域・家庭福祉課	監査年月日	令和5年8月28日
<p>(指摘事項)</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和4年度に発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金129,886,170円（過年度分116,345,815円及び現年度分13,540,355円）については、令和5年9月末までに一部納入を含め6,952,420円を回収しております。</p> <p>債権管理においては、担当者会議等を通じた意識強化や情報共有に努めながら、児童相談所、福祉事務所及び市町村と連携し、債権回収に取り組んでおり、未収金発生時には、督促のほかにも個別の状況に対応した納入指導や償還計画の見直しなどを実施しています。</p> <p>なお、償還が困難なケースについては、連帯借受人や連帯保証人に対する働きかけを行っているところです。</p> <p>今後も、個別ケースの状況に応じ、こうした取組を丁寧に行うとともに、新たな未収金の発生防止に向け、貸付開始時から利用者に対する制度説明を繰り返し行うなど、償還意識の確認や向上等に一層努めていくほか、債権回収強化月間を設け、未収金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。</p>			

また、令和4年度に発生した生活保護費等返還金等に係る未収金58,704,756円（過年度分52,539,295円及び現年度分6,165,461円）については、令和5年9月末までに1,669,216円を回収しております。

債権管理においては、福祉事務所による債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による納入指導を行っております。また、地域・家庭福祉課保護チームが実施する生活保護法施行事務監査において、未収金に対する納入指導等の助言・指導を行っております。

今後とも、債務者への納入指導を行うとともに、被保護世帯に対しては収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めていくほか、債権回収強化月間を設け、未収金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。

（指摘事項）

社会福祉会館大規模修繕事業において、実績額ではなく当初予算額に基づいて起債充当額を算出しているため、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。

（措置状況）

実績額を超過して起債充当していた分については、借換の際に見合いの額を借り入れない形で繰り上げて償還し、超過借入額を解消します。

総務省への協議や交付税算入などの事務手続きについても超過借入を控除し、適切な形で処理を終えております。

起債充当額の算出に当たっては、手順を事務処理マニュアルに明記しました。今後は、複数の職員で起債充当額を確認し、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	障害福祉課	監査年月日	令和5年8月28日
-------	-------	-------	-----------

（指摘事項）

児童保護費負担金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。  
また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

令和4年度に新たに発生した児童保護費負担金等に係る未収金736,170円については、引き続き回収に努めてまいります。

過年度未収金4,410,163円については、令和5年9月末までに47,000円を回収しております。

今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、措置決定時等において制度の周知を図るなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課	監査年月日	令和5年8月28日
-------	-------	-------	-----------

（指摘事項）

公的医療機関等設備整備基金貸付金等に係る過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る過年度未収金70,210,971円については、令和5年9月30日までに391,926円を回収しております。

平成12年に民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った結果、平成13年に債権差押命令が出され、現在まで債務者の給与から配当金として定期的に払い込みがなされております。

引き続き債権管理を行い、回収に努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課医療人材対策室	監査年月日	令和5年8月28日
-------	--------------	-------	-----------

（指摘事項）

看護師等修学資金貸付金等に係る過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

看護師等修学資金貸付金等に係る過年度未収金5,905,218円については、電話等による働きかけを行い、令和5年9月末までに120,000円を回収しております。

今後とも、債務者への面会や電話等による定期的な働きかけを行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	環境整備課	監査年月日	令和5年8月23日
-------	-------	-------	-----------

（指摘事項）

能代市の産廃処理場の行政代執行費用に係る未収金が新たに発生しているため、その回収に努めること。

また、過年度未収金において、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況) 令和4年度に新たに発生した能代市に所在する産業廃棄物処理場の行政代執行費用に係る未収金136,975,182円については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適正に実施することによりその回収に努めているほか、今後も継続する水処理等の維持管理対策の効率的な実施を図り、新たに発生する行政代執行費用の軽減に努めてまいります。 また、過年度未収金4,855,414,353円については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。			
監査課所名	農業経済課	監査年月日	令和5年8月31日
(指摘事項) 林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金30,082,315円（林業・木材産業改善資金貸付金19,830,652円、農業改良資金貸付金10,251,663円）については、一部納付を含め、令和5年9月末までに115,000円（林業・木材産業改善資金貸付金100,000円、農業改良資金貸付金15,000円）を回収しております。 なお、林業・木材産業改善資金貸付金については、12,208,782円を不納欠損処分しております。 今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、新たに未収金が発生しないよう貸付時における審査を適正に行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	水田総合利用課	監査年月日	令和5年8月31日
(指摘事項) 農産物売払収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 (措置状況) 令和4年度に新たに発生した農産物売払収入に係る未収金123,040円については、債務者の代理人弁護士より、債務者の債務整理を開始する旨、通知があったため、当該弁護士と回収に向け、調整しているところです。 今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	産業政策課	監査年月日	令和5年9月1日
(指摘事項) 中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和4年度に新たに発生した中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金207,629,000円については、債務者に対して継続的な訪問督促を行っております。 また、過年度未収金2,974,444,580円については、一部納付を含め、令和5年9月末までに8,626,000円を回収しております。 今後とも、債務者からは、直近の決算書を徴し、その財務状況を確認した上で適宜訪問し、経営に関する情報提供、助言、運営診断等を行うことにより、今後の発生防止に努めてまいります。 また、債務者や連帯保証人に対しては、継続的な訪問により面談を重ね、事業や生活の状況等の把握に努めながら、償還意欲を喚起してまいります。 特に、金融機関における納付に抵抗がある債務者等については、現金取扱員制度を活用した訪問回収により、引き続き定期的な回収を進めてまいります。 また、多額の延滞者は、早急な延滞解消が難しいことから、債務確認書を徴するとともに、償還計画書の提出を求めるなど、償還に対する意識の継続を図りながら、償還の確保に向けて継続的な分納を指導してまいります。 なお、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。			
監査課所名	雇用労働政策課	監査年月日	令和5年9月1日
(指摘事項) 令和2年度秋田県雇用維持支援金返還金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 (措置状況)			

令和4年度新たに発生した令和2年度秋田県雇用維持支援金返還金に係る未収金290,000円については、債務者への文書による督促のほか、面談等による働きかけを行い、相手方と協議の上、令和5年1月から毎月2千円ずつ返還を求めているところであり、令和5年9月末時点までに8,000円を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、新たな不正受給等が発生した場合には、秋田労働局と連携の上対応し、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	港湾空港課	監査年月日	令和5年8月24日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

港湾施設内にあった油送施設撤去のための行政代執行費用に係る過年度未収金において、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

行政代執行の過年度未収金14,235,500円につきましては、債務者が所有する不動産に対し、行政代執行法に基づく参加差押処分を行っております。

今後とも、継続して債権の回収に努めてまいります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	令和5年8月24日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和4年度に新たに発生した県営住宅使用料に係る未収金484,600円については、令和5年9月末までに92,000円を回収しております。

また、過年度未収金9,701,230円については、令和5年9月末までに720,700円を回収しております。

今後とも、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き、誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書を作成するなどの対策を講じてまいります。

併せて、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。

さらに、未収金発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置(生活保護や多重債務整理等制度の紹介)を講ずることにより、引き続き滞納の発生防止を図ってまいります。

監査課所名	財産活用課	監査年月日	令和5年8月22日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

土地貸付収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

新たに発生した未収金については、債務者と連絡が取れない状況であり、連絡先を調査しているところであります。

また、過年度未収金については、債務者への文書による督促のほか、電話や面談による働きかけを行っております。

債務者の状況を確認しながら、納付指導を行い、未収金の早期回収及び今後の発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局(大館福祉環境部)	監査年月日	令和5年8月1日
-------	-------------------	-------	----------

(指摘事項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和4年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金552,509円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和5年9月末までに275,831円を回収しております。

また、過年度未収金7,634,023円については、令和5年9月末までに860,921円を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	令和5年8月1日
-------	---------------	-------	----------

(指摘事項)  
 県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。  
 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)  
 令和4年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金173,800円については、債務者への文書による督促のほか、訪問面談による働きかけをするなどして回収に努め、令和5年9月末までに35,200円を回収しております。  
 また、過年度未収金1,711,200円については、令和5年9月末までに89,000円を回収しております。  
 今後とも家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談により督促するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和5年7月28日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)  
 生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。  
 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)  
 令和4年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金3,609,343円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和5年9月末までに298,543円を回収しております。  
 また、過年度未収金23,429,134円については、令和5年9月末までに682,724円を回収しております。  
 今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和5年8月2日
-------	----------------	-------	----------

(指摘事項)  
 母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。  
 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)  
 令和4年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金4,169,529円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和5年9月末までに276,454円を回収しております。  
 また、過年度未収金48,147,883円については、令和5年9月末までに2,232,057円を回収しております。  
 今後とも、貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生した未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、その早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	令和5年8月2日
-------	--------------	-------	----------

(指摘事項)  
 県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。  
 また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)  
 令和4年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金310,800円については、令和5年9月末までに56,800円を回収しております。今後も家賃滞納者及び連帯保証人への文書による督促のほか、電話や訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講じます。  
 また、過年度未収金6,590,530円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により、令和5年9月末までに443,700円を回収しております。  
 今後とも債務者への納付指導を行うとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、新たな未収金の発生防

止及び過年度未収金の計画的な回収に一層努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和5年8月2日
<p>(指摘事項)</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和4年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金6,200,435円については、一部納付を含め、令和5年9月末までに558,816円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金61,277,884円については、一部納付を含め、令和5年9月末までに2,920,730円を回収しております。</p> <p>今後とも、貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生した未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により、未納者の生活状況を把握しながら、状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p>			

監査課所名	総合県税事務所	監査年月日	令和5年8月2日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>未収金については、その縮減に向けて努力しているところであり、令和5年9月末現在の過年度（令和3年度以前）及び令和4年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、11.5%、86,451,269円減の667,967,441円となっております。</p> <p>今後コンビニ納税、口座振替納税、スマートフォン納税、クレジットカード納税及び地方税共通納税システムの利用を積極的に広報することにより、納期内納税を推進してまいります。</p> <p>また、滞納となった事案については、滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の処分の執行により県税の累積滞納額の縮小に努めてまいります。</p> <p>令和5年9月末現在の未納額の8割強を占める個人県民税については、市町村と連携しながら、未納額の圧縮を図ってまいります。</p>			

監査課所名	北児童相談所	監査年月日	令和5年4月21日
<p>(指摘事項)</p> <p>児童保護費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>令和4年度に新たに発生した児童保護費負担金に係る未収金1,015,920円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和5年9月末までに7,260円を回収しております。</p> <p>過年度未収金2,297,920円についても、同様に督促等を行い、令和5年9月末までに28,500円を回収しております。</p> <p>債権管理においては、日々債権保全対策を講じ、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、適切な債権管理に努めてまいります。</p> <p>また、新たな未収金の発生防止に向け、入所時から保護者に対する制度説明を繰り返し行うなど、納入意識の確認や向上等に一層努めてまいります。</p>			

監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	令和5年6月1日
<p>(指摘事項)</p> <p>児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p>			

令和4年度から繰越調定した収入未済額23,182,720円（過年度繰越分20,643,920円及び現年度発生分2,538,800円）については、債務者の状況調査を踏まえて未収金の回収に取り組んだ結果、令和5年9月末までに一部納付を含め137,750円（過年度繰越分28,050円及び現年度発生分109,700円）を回収しております。

債権管理においては、日々債権保全対策を講じ、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、適切な債権管理に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生防止に向け、入所時から保護者に対する制度説明を繰り返し行うなど、納入意識の確認や向上等に一層努めてまいります。

監査課所名	南児童相談所	監査年月日	令和5年4月25日
-------	--------	-------	-----------

(指摘事項)

児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和4年度に新たに発生した児童保護費等に係る未収金2,319,490円については、令和5年9月末までに43,600円を回収しております。

過年度未収金6,627,826円については、令和5年9月末までに一部納付を含め109,450円を回収しております。

債権管理においては、日々債権保全対策を講じ、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、適切な債権管理に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生防止に向け、入所時から保護者に対する制度説明を繰り返し行うなど、納入意識の確認や向上等に一層努めてまいります。

監査課所名	農業試験場	監査年月日	令和5年7月13日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

農産物売払収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

令和4年度に新たに発生した農産物売払収入に係る未収金123,040円については、債務者の代理人弁護士より、債務者の債務整理を開始する旨、通知があったため、当該弁護士と回収に向け調整しているところです。

今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	秋田技術専門校	監査年月日	令和5年7月13日
-------	---------	-------	-----------

(指摘事項)

消防設備保守点検業務委託等において、最低制限価格の設定を行わないまま競争入札を執行しているため、再発防止策を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

入札における予定価格の設定に関し、秋田県庁舎等維持管理業務に係る最低制限価格試行実施要領を複数職員で確認し、適切な事務処理を行うよう徹底しました。

今後の入札の執行にあっては、改めて財務規則、関係要領等を複数職員で確認し、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	秋田空港管理事務所	監査年月日	令和5年4月21日
-------	-----------	-------	-----------

(指摘事項)

空港敷地に係る工作物設置等の使用料の算定において、行政財産使用料減免基準の適用を誤っているものがあるため、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

行政財産使用料減免基準の適正な運用について、所管部局へ確認した内容を所内で共有し、周知徹底を図りました。

今後は、関係規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

なお、秋田空港内における工作物の設置許可については、行政財産使用料減免基準の適用を改めることで申請者と協議を進めております。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会教育長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和6年2月6日

秋田県監査委員 今川雄策  
秋田県監査委員 三浦英一  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 半田直樹  
教総 ー 1189  
令和5年10月31日

秋田県監査委員 今川雄策様  
秋田県監査委員 三浦英一様  
秋田県監査委員 嶋 貢様  
秋田県監査委員 半田直樹様

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年10月5日付け監委-768で報告のあったこのことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	西目高等学校	監査年月日	令和5年5月23日
(指摘事項) 物品事務において、重要物品の不用の決定を行わずに廃棄しているものがあるので、今後は適正に物品の管理及び処分を行うこと。			
(措置状況) 秋田県財務規則に基づく適正な事務処理方法を十分に確認することなく不用物品処分登録及び不用の決定をせずに処分を行ったものであります。 今後は、複数の職員による確認を徹底し、秋田県財務規則に基づいた適正な物品管理と事務処理に努めてまいります。			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和6年2月6日

秋田県監査委員 今川雄策  
秋田県監査委員 三浦英一  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 半田直樹  
秋公委会第1号  
令和5年10月27日

秋田県監査委員 今川雄策様  
秋田県監査委員 三浦英一様  
秋田県監査委員 嶋 貢様  
秋田県監査委員 半田直樹様

秋田県公安委員会委員長 遠藤優子

監査結果に基づき講じた措置について（通知）



令和5年10月5日付け監委-768をもって報告のありましたみだしのことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	令和5年8月22日
<p>(指摘事項) 放置違反金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況) 令和4年度に発生した放置違反金に係る未収金18,000円については、令和5年9月末までに一部についても回収できていません。</p> <p>今後も、訪問や文書による督促及び財産の差押えを実施するほか、放置車両の使用者に対する車検拒否制度の周知徹底を図り、未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p>			